

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割	56,085円	55,687円	398円減
所得割	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

## 保険料の算出方法

保険料は、前年中の所得金額と世帯※1の状況をもとに算定します。

※1:4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準

### ■個人ごとの保険料の計算方法

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額	所得割額
		55,687円	$[\text{総所得金額等}^{\ast 2} - 33\text{万円}] \times 10.77\% \text{ (所得割率)}$

※2:前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額

## 令和2年度の保険料軽減措置

### ■世帯※1の所得額等に応じて均等割額が軽減されます

対象者の所得要件が33万円以下(軽減割合の本則が7割)の人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が昨年10月から開始されたことにより、段階的に軽減割合が見直されています。

対象者の所得要件 { 同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額 <sup>※3</sup> の合計額 }	軽減割合 (均等割額の年額)	
	本則	令和2年度
【令和元年度における8.5割軽減区分】 33万円以下	7割 (16,706円)	7.75割 (12,529円)
【令和元年度における8割軽減区分】 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が 80万円以下で、その他各種所得なし		7割 (16,706円)
33万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

※3:「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

■後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます。(軽減後の保険料:年額27,843円)

## 保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

令和2・3年度の  
後期高齢者医療保険料が決定しました  
後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改正されます

問い合わせ

国保年金課 公費医療係 ☎内線 315305  
福岡県後期高齢者医療広域連合  
お問い合わせセンター ☎(651)3111